

別添資料4 改修等工事一覧表

※No.は別添資料3と対応

No.	施設名称	改修等対象箇所	改修内容	改修等設計条件等	施工条件等
1	水辺交流センター (川の駅)	外壁(市部分)	外壁ALC・腰壁の塗装および外壁シール材の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れおよび経年劣化がみられる外壁塗装の更新及びシーリングの部分更新(劣化箇所のみ)を行う。 ・外壁塗装は、更新後20年程度は再更新せずに使用できる補修方法とする。 ・美観維持の観点より塗装色を提案する。 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p> <p>国との共同工事となるため、工事時期は国との調整による。調整の結果要求水準書で規定する設計・改修工事期間を超える場合も想定すること。</p>
2	水辺交流センター (川の駅)	屋根(市部分)	外部シーリング材の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化がみられる屋根のシーリング部分の更新(劣化箇所のみ)を行う。 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p> <p>国との共同工事となるため、工事時期は国との調整による。調整の結果要求水準書で規定する設計・改修工事期間を超える場合も想定すること。</p>
3	水辺交流センター (川の駅)	水防従事者控室 (地域物産館)	眺望レストランの新設 (物販施設の転用)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として水防従事者控室(地域物産館)を、眺望が楽しめる飲食施設として提案する。 ・必要な什器や設備は事業者の提案による。 (独立採算を想定しているため、内容や整備費は事業者提案による) 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p>
4	水辺交流センター (川の駅)	水防従事者休憩室 (クラブハウス・シャワー室・ロッカー室)	カフェ機能の移転と内装改修	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ機能の移転(No.15参照)に伴い、内装等の改修を行う。 ・新設する眺望レストラン利用者が飲食や休憩ができるスペースとして整備する。 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p>
5	水辺交流センター (川の駅)	水辺学習備品倉庫 (レンタサイクル)周辺	レンタサイクル等収納倉庫の増設	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクル・カヤック・SUPを収納できる倉庫を設置する。 ・設置場所は交流広場付近とし、利便性を考慮したうえで適切な場所を提案する。 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p>

No.	施設名称	改修等対象箇所	改修内容	改修等設計条件等	施工条件等
6	水辺交流センター (川の駅)	屋外水防従事者用 トイレ前	壁面への情報掲示板の新設	・トイレ利用時間の通知や各種お知らせ等を掲示し情報発信を行うための掲示板を新たに設置する。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
7	水辺交流センター (川の駅)	案内板・サイン	案内板・サインの更新	・改修工事に伴い案内板やサインの更新を行う。 ・ピクトグラムや多言語対応を行い、幅広い利用者に伝わるものとする。 ・デザインについて、施設の魅力向上に資するような工夫をする。 ・眺望レストランやレンタサイクルなどの利用促進につながるように、必要に応じて案内板等を新設する。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
8	地域交流施設 (道の駅)	外壁	外壁ALCの塗装および外壁シール材の補修、洗浄	・汚れおよび経年劣化がみられる外壁塗装の更新及びシーリングの部分更新 (劣化箇所のみ) を行う。 ・増築部分に関しては、美観維持に配慮し外壁の洗浄を行う。 ・外壁塗装は、更新後20年程度は再更新せずに使用できる補修方法とする。 ・美観維持の観点より塗装色を提案する。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
9	地域交流施設 (道の駅)	外壁	外壁ガルバリウム鋼板の再塗装	・経年劣化がみられる外壁部分に関して、美観維持に配慮し再塗装を行う。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
10	地域交流施設 (道の駅)	屋根	シーリング材の更新	・経年劣化がみられる屋根のシーリング部分の更新 (劣化箇所のみ) を行う。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
11	地域交流施設 (道の駅)	自動ドア (フードコート入口、風除室(3))	自動ドアの更新	・経年劣化がみられるフードコート入口及び風除室2.3の自動ドア駆動装置等を更新する (計6箇所)。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
12	地域交流施設 (道の駅)	サイン	案内板・サインの更新	・改修工事に伴い案内板やサインの更新を行う。 ・ピクトグラムや多言語対応を行い、幅広い利用者に伝わるものとする。 ・デザインについて、施設の魅力向上に資するような工夫をする。 ・眺望レストランやレンタサイクルなどの利用促進につながるように、必要に応じて案内板等を新設する。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする

No.	施設名称	改修等対象箇所	改修内容	改修等設計条件等	施工条件等
13	地域交流施設（道の駅）	雨水排水施設	特産品直売所搬入口への雨水流入防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を改善し、建物内への雨水流入を極力抑えるように雨水排水施設を検討する。 ・搬入口前にある側溝をサイズアップし、施設東側に流していた雨水を、特産直売所風除室側に排水することなどが考えられる。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
14	地域交流施設（道の駅）	物販施設	飲食施設の移設及び物販施設の拡幅	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食施設を水辺交流センター（川の駅）に移設することで、地域交流施設（道の駅）内の飲食施設（現フードコート）部分に物販施設機能を拡幅する。 ・効率的な動線計画や柔軟なレイアウト変更を実現するとともに、既存間仕切壁を撤去する。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。 一部既存の物販機能に関しては、極力機能継続を行うものとし、改修工事により機能継続が一時的に途切れる場合においても、休止期間が可能な限り短期間で済むように施工計画を工夫すること。
15	地域交流施設（道の駅）	物販施設	簡易カフェスペースの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品直売所（地域交流施設（道の駅）増築棟内花売り場）を簡易的なカフェとして改修するために、水栓とシンク（給排水）を1箇所以上追加する。 ・その他必要な什器や設備は事業者の提案による。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
16	地域交流施設（道の駅）	便所・休憩所・情報コーナー	授乳室・おむつ替えスペースの増設	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名による同時利用が可能なように授乳室・おむつ替えスペースを増設し、混雑時の利便性に配慮した改修を行う。 ・授乳スペースの確保、おむつ台の複数設置、調乳用温水器及びシンク、ベビーカー置場等を提案する。 ・利用時間外は施錠できるように計画する。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。 利用者に生じる影響を最低限にするように努めるとともに、工事期間中の授乳室・おむつ替えスペース機能を確保すること。

No.	施設名称	改修等対象箇所	改修内容	改修等設計条件等	施工条件等
17	エントランス広場	大屋根	大屋根の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ エントランス広場に、各種イベント開催時等に活用可能な大屋根を新築し多様な市民活動が展開できる屋外空間を整備することで、集客の増加を図る。 ・ 設置スペースは225㎡以上として計画する。 ・ 大屋根下の有効高さは3.5m以上として計画する。 ・ 屋根の形状、材質や仕上は、立地特性や維持管理の容易さを踏まえて提案する。 ・ 周辺環境（特に風）を十分に考慮した構造検討を行う。 ・ 日中のイベント利用を考慮し、大屋根下の明るさ確保に関して提案する。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
18	水辺交流センター（川の駅）	空調設備	空調設備（室外機、室内機）の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年劣化に伴い、空調設備を更新する。 ・ 現状同等の能力確保を前提とする。 ・ 更新作業は、中間期に実施するなど施設運営に配慮した計画とする。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
19	水辺交流センター（川の駅）	屋内照明	屋内照明のLED化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺交流センター（川の駅）内の屋内照明をLED照明に更新する。 ・ 現状同等の照度確保を前提とする。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
20	水辺交流センター（川の駅）	屋外照明（市部分）	屋外照明のLED化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明をLED照明に更新する。 ・ 現状同等の照度確保を前提とする。 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p> <p>国との共同工事となるため、工事時期は国との調整による。調整の結果要求水準書で規定する設計・改修工事期間を超える場合も想定すること。</p>
21	水辺交流センター（川の駅）	非常灯、誘導灯	非常灯、誘導灯の取り換え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現設備に対応するバッテリーの製造が中止となったことによりバッテリー交換ができない状況を踏まえ、非常灯及び誘導灯を更新する。 ・ 現状同等の機能確保を前提とする。 	利用者の安全確保及び機能の継続に配慮した上で執務並行改修を可とする。
22	地域交流施設（道の駅）	情報発信装置（デジタルサイネージ）の設置	眺望レストランへの情報発信装置（デジタルサイネージ）設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な情報を適時配信することを目的とし、視認性の高い情報発信装置（デジタルサイネージ）を眺望レストランに新たに設置する。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。

No.	施設名称	改修等対象箇所	改修内容	改修等設計条件等	施工条件等
23	地域交流施設（道の駅）	空調設備	空調設備（室外機、室内機）の更新、空調効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化に伴い、空調設備を更新する。 ・現状同等の能力確保を前提とする。 ・更新作業は、中間期に実施するなど施設運営に配慮した計画とする。 ・室外機を施設外壁に囲まれた位置に配置していることによる熱だまりの発生による空調効率の低下を踏まえ、室外機の分散配置や冷房運転時の省エネルギー化による空調効率の向上を図る。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
24	地域交流施設（道の駅）	屋内照明	屋内照明のLED化	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内照明をLED照明に更新する。 ・現状同等の照度確保を前提とする。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
25	地域交流施設（道の駅）	非常灯、誘導灯	非常灯、誘導灯の取り換え	<ul style="list-style-type: none"> ・現設備に対応するバッテリーの製造が中止したことによりバッテリー交換ができない状況を踏まえ、非常灯及び誘導灯を更新する。 ・現状同等の機能確保を前提とする。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
26	地域交流施設（道の駅）	受水槽、加圧ポンプ	加圧ポンプの更新	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化に伴い、受水槽の加圧ポンプを更新する。 ・現状同等の能力確保を前提とする。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
27	地域交流施設（道の駅）	男子便所 女子便所	和式便所の洋式便所への換装、ウォシュレットの設置、ペーパーホルダーの換装、換気の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズを踏まえ、和式便所を洋式便所へ換装する。 ・既設の洋式便所にウォシュレットを新設する。 ・室内の換気を改善する。 ・トイレトペーパーの盗難防止対策を図る。 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p> <p>利用者に生じる影響を最低限にするように努めるとともに、工事期間中の利用者便所機能を確保すること。</p>
28	地域交流施設（道の駅）	情報発信装置（デジタルサイネージ）の設置	休憩・情報コーナー、地域振興施設入口、特産物直売所入口への情報発信装置設置	<ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイムでの効率的な情報発信が可能な情報発信装置（デジタルサイネージ）を設置する。 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
29	地域交流施設（道の駅）	電話等	電話交換機の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・電話交換機1式、電話機5台を更新する。 	利用者の安全確保及び機能の継続に配慮した上で執務並行改修を可とする。
30	地域交流施設（道の駅）ほか	レジ	キャッシュレス決済の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・全国道の駅連絡会より必要機器等をレンタル（無償）し、キャッシュレス決済を導入する。 ・別途事業者独自の手段によるキャッシュレス決済の導入も可能とする。 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p> <p>利用者に生じる影響を最低限にするように努めること。</p>

No.	施設名称	改修等対象箇所	改修内容	改修等設計条件等	施工条件等
31	地域交流施設（道の駅）	レジ	セルフレジの導入	・物販施設にセルフレジ機器を事業者負担にて導入する。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。 利用者に生じる影響を最低限にするように努めること。
32	水辺交流センター（川の駅）用地	サイクリスト設備	サイクリスト設備の充実化	・サイクルラック、サイクリスト向け表示板を設置する。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
33	地域交流施設（道の駅）用地	駐車場	出荷者協議会搬入出用駐車場の拡充	・道の駅建物北側の作業場（搬入口）付近の植栽帯を出荷者専用の駐車場として整備する。 ・営業時間外の自転車道への車両進入を防止するため、車止めポストを移設する。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
34	MIZBEステーション	資材置場（芝生広場）	複合遊具の新設	・資材置場（芝生広場）に子どもが楽しめる遊び場を設置する。 なお、導入する遊具は1300万円程度（消費税等込み）を想定しており、下記の条件を満たすものとする。 ①JPFA-SP-S:2024に準拠したもの ②設置スペースが225㎡程度（安全領域含む）のもの ③6~12歳の児童を対象にしたもの ④インクルーシブなもの（車いすでアクセス可、点字つき、他） ⑤スライダー、スロープ、ラダー、綱渡りステップ遊具、パネル遊具他 ・駐車場に隣接した遊び場となることを考慮し、飛び出し防止のためのフェンス設置や、転落・転倒による事故防止のためのクッション性のある舗装（露出部分を想定）を行う等、安全対策を十分に行うこと。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
35	MIZBEステーション	駐車場	駐車場の増設	・資材置場（芝生広場）は、駐車場として利用できるようアスファルト舗装を行い整備する。 ・大型車（25t程度）の通行に対し十分な耐荷重を満たした舗装とする。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。 利用者に生じる影響を最低限にするように努めること。
36	MIZBEステーション・地域交流施設（道の駅）用地	場内道路・駐車場白線	駐車場の白線塗り直し・線見直し	・市道・場内道路、川の駅大型駐車場、道の駅駐車場の白線の塗り直し・線の見直しを行う。 【参考】道の駅駐車場に現在設置されているEV充電器は、所有者である株式会社e-Mobility Powerから現在入れ替えを希望されており、事業期間内に入れ替えが実施される予定である。	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。 利用者に生じる影響を最低限にするように努めること。

No.	施設名称	改修等 対象箇所	改修内容	改修等設計条件等	施工条件等
37	MIZBEステーション・地域交流施設 (道の駅) 用地・河川環境施設用地用地	駐車場	AIカメラによる駐車場の 空き状況の識別	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIカメラによる駐車場の満空状況の識別およびHP等での利用者への案内を行うためのシステムを導入する。 ・ なお、導入するシステムは以下のシステム・サービスを使用するものとする。 ①佐原地区駐車場混雑度表示・誘導システム ②香取のいまちず 	利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。
38	—	—	デジタル技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ No.37に加え、その他デジタル技術を取り入れた先進性のある整備内容を導入する。 	<p>利用者の安全確保に配慮した上で執務並行改修を可とする。</p> <p>利用者に生じる影響を最低限にするように努めること。</p>